北区青少年育成協議会〇〇支部（〇〇青少年育成協議会）規約

（名称及び事務局）

第１条　本会は、北区青少年育成協議会〇〇支部（〇〇青少年育成協議会）と称する。

（目　的）

第２条　本会は、地域内の青少年の健全育成と指導保護のため企画実施をなし、もって青少年の福祉増進に寄与することを目的とする。

（事　業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）青少年関係の情報伝達と啓発運動の展開

（２）青少年の健全育成と自主活動の推進

（３）青少年のための社会環境の確保

（４）その他本会の目的を達成するための事業

（構　成）

第４条　本会は、下記の委員（以下、育成委員という。）をもって構成する。

（１）地域団体等の中から推薦されたもの

（２）その他学識経験者等から支部長（会長）が適当と認めたもの

２　育成委員の任期は、〇年間とする。ただし、再任を妨げない。

３　育成委員は、本人の住所、名前等を支部長（会長）が神戸市に届け出ることについて、同意したものとみなす。

（役　員）

第５条　本会に次の役員をおく。

（１）支部長（会長）　　　１　名

（２）副支部長（副会長）　若干名

（３）会　　計　　　　　　１　名

（４）監　　事　　　　　　１　名

２　支部長（会長）、副支部長（副会長）、会計、監事は、第４条に定める委員の互選による。

３　役員の定年は、満〇歳とする。ただし、４月１日までに満〇歳に達したものを、総会開催日をもって定年の日とする。

（任　期）

第６条　役員の任期は〇年とし、再任を妨げない。団体機関から選出されたものが、推薦団体の構成員でなくなった時は、辞任することができる。また、補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の任務）

第７条　役員の任務は次のとおりとする。

（１）支部長（会長）は本会を代表し、これを総理する。

（２）副支部長（副会長）は支部長（会長）を補佐し、支部長（会長）に事故ある時は、その職務を代理する。

（３）会計は本会の経理を担当し、会計事務を処理する。

（４）監事は本会会計の監査に任ずる。

（会議）

第８条　本会は、年１回総会を開くほか、必要に応じて会議を開くものとする。

２　会議は、育成委員の過半数の出席で成立する。ただし委任状提出者は出席者とみなす。

３　会議は次の事項を協議決定する。

（１）役員の選出

（２）事業計画の策定

（３）予算及び決算

（４）規約の改廃

（５）その他重要事項

４　会議の議決は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、支部長（会長）の決するところによる。

（経　費）

第９条　本会の経費は、次の収入をもって充てる。

（１）補助金

（２）寄付金

（３）その他

（会計年度）

第１０条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。

（細則の制定）

第１１条　支部長は、本支部の事務執行について細則を制定することができる。

　　　附　　則

（実施期日）

　　この規約は、令和２年〇月〇日から実施する。